



---

平成 2 8 年 第 4 回  
本別町議会臨時会会議録

---

自 平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日  
至 平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

本 別 町 議 会

## 平成28年本別町議会第4回臨時会会議録

平成28年10月28日(金曜日) 午前10時00分開会

### 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第72号	農地・農業用施設災害復旧事業の施行について
日程第 6	議案第73号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)について
日程第 7	議案第74号	平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について
日程第 8	議案第75号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について

### 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第72号	農地・農業用施設災害復旧事業の施行について
日程第 6	議案第73号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)について
日程第 7	議案第74号	平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について
日程第 8	議案第75号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について

### 出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君

9番 高橋利勝君

10番 阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	住民課長	千葉輝男君
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	毛利俊夫君
建設水道課長補佐	小出勝栄君	総務課長補佐	三品正哉君
教育長	中野博文君	代表監査委員	畑山一洋君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

## 開会宣告（午前10時00分）

### 開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第4回本別町議会臨時会を開会します。

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川英一君、大住啓一君、及び篠原義彦君を指名します。

### 日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告第14号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第14号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

本事故は、総合サービス担当事務職員が公用車両、タウンエース帯広500す4005を運転し、老人ホームから役場に公務で出掛けた際に、役場駐車場内において接触事故が起きたものであり、平成28年7月29日午前9時50分頃、老人ホームの公用車両が中川郡本別町北2丁目4番地、本別町役場駐車場内において公用車を駐車する際に、公用車の左前方を、駐車しておりました自動車の右後方に接触したことにより破損したものでございます。

事故後、ただちに自動車の所有者である 氏に連絡し、本別警察署並びに自動車

保険会社の立ち会いのもと現場検証を行いまして、このたび自動車の修理が完了したことなどから、9月21日に示談が成立したところでございます。民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の相手方、和解の要旨のみ報告をさせていただきます。

1、和解の相手方ではありますが、住所は中川郡本別町、氏名は氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金16万8,544円と定め、本別町が氏に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後このような事故が起こらないよう、交通安全に十分注意をし、より一層の安全運転に努めてまいりたいと思います。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第15号専決処分報告、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第15号専決処分報告、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正につきましては、ただ今報告させていただきました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,382万8,000円とするものであります。

3ページ、4ページをお開き願います。

2、歳出ではありますが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費、22節補償補填及び賠償金16万9,000円の補正は、相手側車両修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

歳入でございますが、6款諸収入1項1目1節雑入16万9,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上させていただいたものでございます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第16号専決処分報告、平成28年度本別町一般会計補正予算（第11回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第16号専決処分報告、平成28年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億6,758万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。16款1項1目寄付金1節総務費寄付金5万円の増額補正は、医療保健福祉施設等整備基金として、本別町弥生町にお住まいの 様から、5万円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により、基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成28年8月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第4 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君） 台風7号等に係ります災害復旧の状況についての行政報告をさせていただきます。

まず、道路などの土木施設につきましては、第3回の定例町議会におきまして行政報告しておりますが、災害箇所のうち、公共土木施設災害復旧事業におきましては、対応が可能な道路7カ所、河川1カ所、橋梁1カ所の計9カ所につきまして復旧事業を実施する予定としております。9カ所の被災箇所のうち、現在6カ所の災害査定を受けておきまして、残り3カ所につきましても年内に災害査定を受ける予定としております。査定後、速やかな工事発注を進め、被災箇所の早期復旧につとめてまいります。

次に、農業施設等につきまして、鹿柵の被害状況の調査結果であります。被害箇所数が734カ所で、経年劣化や動物の衝突などによる軽度の破損を除き、補修や新設が必要となる被害を受けている鹿柵は、7,101メートルとなり、本別町に設置されております。

鹿柵の総延長94.7キロメートルに対しまして7.5パーセントに及ぶ被害となりました。

補修や撤去、また新設につきましては、今年度3,800メートルの補修が、鳥獣被害防止総合対策事業での対応が可能となりましたことから、今臨時会の補正予算で提案させていただいております。残る部分につきましては、来年度以降におきまして補助事業などを活用し、補修、新設をしてみたいと考えております。

次に、農地、農業施設災害復旧事業につきましては、農地災害復旧事業の東本別地区、2圃場につきましては、現在復旧工事を実施しております。

農業施設災害復旧事業では、西勇足地区の明渠排水、延長56メートルの側壁の補修事業を実施する予定としております。

なお、これらの関連します補正予算につきましては、本臨時会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

以上、本別町議会第4回の臨時会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

#### 日程第5 議案第72号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第72号農地・農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 議案第72号農地・農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年、今回の8月16日から17日の台風7号により被害を受けました農地・農業用施設について次のとおり災害復旧事業を行うため、北海道知事に協議をし、その同意を得るにあたり、土地改良法、昭和24年法律第195号第96条の4第1項で準用する同法第88条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

それでは、地区別調書によりまして実施内容の説明をいたします。

地区別調書。

場所、中川郡本別町東本別、事業名、東本別1地区農地災害復旧事業、被災状況、土砂及び流木堆積・耕土流失、復旧計画、事業量、0.46ヘクタール、構造・規模、土砂及び流木の排除、事業費、100万円、施行年度につきましては平成28年度から平成30年度まで。

次の段に移りまして、中川郡本別町東本別、東本別2地区農地災害復旧事業、土砂及び流木堆積・耕土流失、2.26ヘクタール、土砂及び流木の排除、900万円、平成28年度から平成30年度まで。

次の段に移りまして、中川郡本別町西勇足、西勇足地区農業用施設災害復旧事業、水路

側壁倒壊、56メートル、重力式水路、事業費につきましては1千万円、平成28年度から平成30年度まで。

合計で、農地2.72ヘクタール、施設56メートル、事業費合計については2千万円。

以上、議案第72号農地・農業用施設災害復旧事業の施行について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 3点ほど伺います。

まず事業費のところですが、この事業費は、この工事に係る総額だということによろしいのかどうなのか、と申しますのも、激甚災害指定との関係がどうなっているのかという意味で聞いておりますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから2つ目には、施行年度が平成28年度から平成30年度までということになっております。とりわけ農地に関しては、来年度、平成29年度の春からの耕作に間に合っしてほしいということだというふうに、農業者の立場でいえばそういうことだと思うのですが、計画上はこういう年度になっていても、実際の事業としては来年度への竣工に間に合うのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

3つ目ですが、このほかに個人負担の部分の事業があるかと思われます。実は今朝、東本別のここに書かれてる場所を見てきたところ、お話を伺うと個人負担の部分があると。土砂の撤去、畑の縁のほうに今堆積してる状態を確認してきたのですが、これについては40万円未満の事業と思われるので、この補助事業は適用にならないという説明を受けたということなのですが、たまたま昨日の勝毎で芽室町のことが出ていて、これは多分町単費事業だと思うのですが、13万円以上40万円未満の15.6ヘクタールについて、農地等小災害復旧事業というのをやるというふうに出てたので、本別で言うと町単費の改良事業や何かやっていますよね、何百万で。あれのようなものなのかなどは思ったのですが、その個人負担の部分について、とりわけ東本別のことしか私わかりませんが、その辺について、今回の事業との関連というのはあるのかないのか、そこは個人負担としての考え方、40万円未満云々ということは、本町においてはそういうことは、特にどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 今の阿保議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

1点目の総額につきましては、まず農地災害の2本の部分につきましては、ここで事業費記載しております。基本的にはもう見積もり合せも終わって、査定前着工で今実施をしております。その中で、事業費は見積もりで決定をしておりますけれども、まだ事業が動いておりますので、最大限という形で今回、道に上げる部分についてはこういう額で今回提案をさせていただいております。

続きまして施行年度、この災害復旧事業で規定されているのは3年間と。28年、29

年、30年、災害が起きた年も含めて3年間ということでありますので、ここに記載をしておりますが、今回ここに記載している3本については年度内に全て完了する予定となっております。

続きまして個人負担、実際今御質問のありました内容によりますと、今回のこの農地の災害復旧事業の関係とはちょっと離れますけれども、基本的に今回実施している部分については40万円以上という形、いわゆる今回の災害復旧事業で対応できる事業について今実施をしております。それで、ここに上げている事業の中でも個人負担については発生してきます。この農地災害復旧事業におきましては、今回激甚指定がされていますので90パーセントというひとつの区切りがありますが、今後まだそのところは国、道のほうから示されていませんので、事業が進捗していく中で、清算の中で改めて90からそれ以上の部分も出てくるかと思いますが、それは現状の中でははっきりとした、激甚において90何パーセントとかはっきりした数字は言えませんが、予算で上げさせていただいたのは90パーセントと、それで10パーセントの負担という考え方で考えております。

それで、対象にならなかった、農地で個人的に土砂の撤去や、私も現地確認しますが、畑の隅に堆積をしていると、阿保議員おっしゃったのはそのところかなと思っておりますが、そういった事業については、基本的にこれまでも町の河川や水路、道路側溝等から土砂の流入等については、随時町のほうで撤去したり修繕をしたりということにしてきております。今回のその場所につきましては、国有林から流れてきて堆積したものということで、基本的には個人的に対応してもらっているというのが現状ですけれども、工事の中で足りない土砂が出てきた場合については、その辺の土砂も利用させていただきながら、撤去をしながらという形で業者のほうと打ち合わせをしながら現在進んでいる、この農地の災害復旧事業の中で少しでも対応できればという形で進めているというのが現状でございます。

小災害復旧事業について、今ありましたけれども、それにつきましてはこのあとまた補正予算の中で提案させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号農地・農業用施設災害復旧事業の施行についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号農地・農業用施設災害復旧事業の施行については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第73号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第73号平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第73号平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、このたび発生いたしました台風7号等に係る災害復旧事業が主な内容となっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2億2,159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,917万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出でございますが、1番上の段、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費14節使用料及び賃借料43万8,000円の補正は、このたびの台風被害によりJR根室本線・石勝線の一部不通により、札幌方面等の出張について、公用車の利用が増と見込まれるため、駐車料金及び高速道路料金の増額によるものであります。

次の段、7目交通防災対策費12節役務費12万2,000円の補正は、避難所で使用しました毛布45枚をクリーニングするものであります。

次の段、14目基金費25節積立金2,163万円の補正は、歳入歳出の差額分を財政調整基金に積み立てるものであります。

次の段、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中営農指導対策協議会27万8,000円の増額は、次の段にあります7款1項商工費3目観光費13節委託料27万8,000円の減、これは調査研究支援委託料からの振り替えで、地方創生に係る地域産品新規流通等実証調査研究事業を実施するにあたり、より円滑な事業推進を図るため補助をするものであります。

次の鳥獣被害防止総合対策事業850万円の補正は、JA本別町へ補助を行い、被害を受けました鹿柵を復旧するもので、補修必要延長7,101メートルの内、本年度3,800メートルを修繕し、撤去費用を含んだ総事業費は、2,216万1,600円となり、財

源内訳は、道補助金940万5,000円、本別町が850万円、JA本別町が425万6,600円となります。

1つ飛びまして、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費14節使用料及び賃借料320万円及び次の、15節工事請負費1千万円は、このたびの台風により被害を受けました農業用施設に対する復旧工事に伴うもので、別添の予算説明資料の1ページをお願いいたします。

右側の事業説明ですが、農地等小災害復旧事業として、明渠排水土砂上げに伴う重機借り上げといたしまして、8地区2,100メートル、事業費320万円、農業用施設復旧事業といたしまして、施工場所は西勇足地区大泉地先の明渠排水で、復旧延長は56メートル、事業費1千万円、総事業費1,320万円となります。

左側の事業費、補正額1,320万円の増額、財源内訳は、道支出金900万円、地方債660万円、一般財源240万円の減であります。この減となった理由でございますが、9月の定例会で議決をいただきました災害復旧事業調査設計委託料が、起債の取り扱いの変更により起債の対象となったため、一般財源が減となったところであります。

予算書にお戻りください。

次の2目林業用施設災害復旧費14節使用料及び賃借料110万円の補正は、重機を借上げによる林道3路線を整備するものであります。

次の16節原材料費10万円は、林道2路線整備に伴う砂利を購入するものであります。

次のページをお願いいたします。

2項1目公共土木施設災害復旧費13節委託料750万円の減額は、事業確定によるものであります。

次の15節工事請負費1億8,400万円の補正は、台風により被害を受けました道路、河川等に対する復旧工事に伴うもので、別添予算説明資料の4ページをお願いいたします。4ページが今回の災害復旧費をまとめたものとなっております。

まず、左側の中段にあります備考の欄、災害復旧工事の内容をごらんになってください。ペンケ仙美里川1カ所、美帯横断道路1カ所、仙美里環状道路2カ所、信濃川沿い道路1カ所、明美仙美里間道路3カ所、仙林橋1カ所の全9カ所となっております。

それでは、1本ずつ説明をさせていただきます。

次の5ページをお願いいたします。

いずれも公共土木施設災害復旧事業であります。右側の事業説明をごらんになってください。施工場所は普通河川ペンケ仙美里川、復旧延長は44メートル、総事業費1,200万円となります。

左側の事業費、補正額1,200万円の増額、財源内訳は、国庫支出金960万円、地方債240万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明ですが、施工場所は町道美帯横断道路、復旧延長は14メートル、総事業費は450万円となります。

左側の事業費、補正額450万円の増額、財源内訳は、国庫支出金360万円、地方債90万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明ですが、施工場所は町道仙美里環状道路その1、復旧延長は20メートル、総事業費3,500万円となります。

左側の事業費、補正額3,500万円の増額、財源内訳は、国庫支出金2,800万円、地方債700万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明ですが、施工場所は町道仙美里環状道路その2、復旧延長は26メートル、総事業費1,700万円となります。

左側の事業費、補正額1,700万円の増額、財源内訳は、国庫支出金1,360万円、地方債340万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明です。施工場所は町道信濃川沿道路、復旧延長は24メートル、総事業費1千万円となります。

左側の事業費、補正額1千万円の増額、財源内訳は、国庫支出金800万円、地方債200万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明です。施工場所は町道明美仙美里間道路その1、復旧延長は115メートル、総事業費4,500万円となります。左側の事業費、補正額4,500万円の増額、財源内訳は、国庫支出金3,600万円、地方債900万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明です。施工場所は町道明美仙美里間道路その2、復旧延長は17メートル、総事業費1,100万円となります。

左側の事業費、補正額1,100万円の増額、財源内訳は、国庫支出金880万円、地方債220万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明です。公共土木施設災害復旧事業、施工場所は町道明美仙美里間道路その3、復旧延長は90メートル、総事業費3千万円となります。

左側の事業費、補正額3,000万円の増額、財源内訳は、国庫支出金2,400万円、地方債600万円であります。

次のページをお願いいたします。右側の事業説明です。施工場所は町道フラツナイ奥仙美里間道路仙林橋、復旧延長は15.5メートル、総事業費1,950万円となります。

左側の事業費、補正額1,950万円の増額、財源内訳は、国庫支出金1,560万円、地方債390万円であります。

この資料での説明を終了させていただき、次に、4ページ、5ページにお戻りください。

1、歳入ですが、上から1段目、13款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節災害復旧費負担金1億4,720万円は、歳出で説明いたしました公共土木施設の復旧工事に伴うものであります。

次の段、14款道支出金2項道補助金8目災害復旧費道補助金1節災害復旧費補助金9

00万円の補正は、これにつきましても歳出で御説明いたしました農業用施設の復旧工事に伴うものであります。

次の段、19款諸収入5項1目7節雑入79万円の補正は、今回の台風被害に対する災害被害見舞金として、砂川市において会社経営されている匿名の方から1万円、札幌市にお住まいの匿名の方から1万円、本別町にお住まいの匿名の方から20万円、帯広市フジ暖房工業株式会社様から50万円、全国町村議会議長会様から3万円、北海道町村議会議長様から1万円、全国町村会様から3万円の見舞金であります。

次の段、20款1項町債9目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債5,730万円の補正は、今回の補正分3,680万円及び前回専決処分させていただきました一般財源のうち2,050万円をあわせたものであります。

次の2節農林水産業施設災害復旧債730万円の補正は、今回の補正分360万円及び前回議決をいただきました一般財源のうち370万円をあわせたものであります。

いずれも、本年9月13日以降、起債の取扱いが変更となったため、一般財源から振り替えたことによるものであります。

3ページにお戻りください。

次の第2表地方債補正であります。1、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的、災害復旧事業200万円を6,660万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 3点ほど質問いたします。

まず1点目でございますが、林道の災害の関係で、重機借り上げ等々見ている部分がございます。それで、災害起きた直後には林道の通行止め等々の説明がありました。現在どうなっているのかということ、この予算を執行することによって、通行止めがあるとなれば解除されるのかどうか。もしないとすれば、今片側通行等々しているというような報告をいただきたい。それが1点目。

2点目は町道につきましてでございますが、橋梁に関して8カ所ですか、今予算上がってきてるように説明がありました。その中で林道と同じでございますけれども、通行止めをしている路線はどこなのか。この予算を投じることによって、災害査定、今終わったようでございますけれども、事業を進めることによって、事業完了後通行止めは解除できると思っておりますけれども、年内に終わるのか、いつごろの目標にしているのか。その、町道でございますから、地域の方々への説明はどうなっているのかという部分でございます。

3点目でございますが、歳入で公共施設災害の部分での1,400万円ほどの歳入見込みですか、今説明がありました。これは激甚災害になったようでございますけれども、ルールで8割の補助分で計算しているのか、激甚の部分についてはまだきちとした率が決まっていらないのであれば、それはまだ行っていないのか、その辺を御答弁願いたい。以上3点でございます。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 今御質問ありました、林道の補修の関係でございます。今回、重機借り上げ、原材料費で上げさせていただいております部分につきましては、3カ所の補修を予定をしております。場所につきましては、ホロナイ線の林道は法面の崩壊、2つ目の下美蘭別線林道は路面が決壊をしております。あと美里別西上の美蘭別活込線については、林道の側溝の土砂上げと、その3カ所について、今回借り上げ料等で補正を上げさせていただいてます。

現状の通行止めの状況ということではありますが、当初7林道のうち6林道について通行止めという状況にあります、それ以降補修等も行いまして、今回上げさせていただいております法面の崩壊のホロナイ線、路面決壊の下美蘭別線という形で通行止めの状況になっています。これ以降、工事が完了すると通行止めについては解除できるというふうに考えています。以上です。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 2点目の通行止めの関係でございますけれども、現在道路の復旧につきましては、道路全体の被害、町道93路線、138カ所の被害の報告をさせていただいておりますが、今現在、直営や機械の借り上げにより復旧、または災害復旧の応急工事により、ほとんど復旧が進んでおります。現在の通行止めの箇所につきましては、5カ所ほどになっております。それで、直営作業で復旧する箇所が4カ所ほど残っております、また災害復旧事業で復旧する幹線道路の通行止めが1カ所ほどあって、全部で5カ所というふうになっております。

先ほどおっしゃいました通行の関係ですが、町の直営作業の4カ所については年内に開放したいというふうに思っております。また、災害復旧事業による箇所も、国の予算とかの関係もありますけれども、来年の耕作には間に合うように、通行止めの開放をしたいというふうに考えております。

あともう1点、激甚の関係でございますが、激甚につきましては、国から受けてます激甚災害に対処するための特別の財政措置、援助ということで、9月23日に施行されて、指定されておりますが、今回の激甚は本激といひまして、全国一律の、被害をまとめた形の激甚と、局激とは違ひまして、全国の災害の負担をまとめて、ちょっと計算があるのでしょうか、各町村の標準税だとかそういうものを含めまして、激甚の率を決めるということになっておりますので、今現在はまだ激甚のかさ上げ率というのは、ちょっとわかっておりません。今後出てくると思われます。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく答弁いただきましたけれども、林道の通行止めについては作業が終われば解除になるということ、町道につきましても、一部分残るということでございますけれども、耕作に間に合わせたいということでございますから、それはそれとして地域の方との協議を進めていただきたいということでございます。

激甚の関係については、今課長のほうから答弁ありましたけれども、まだ率が決まっていないということでございますから、これは作業をしている中で後日、定例会等々で確定した段階で、激甚災害における査定の災害率ですか、補助率が確定しますので、その分の歳入増という形で私どもの議会のほうに報告されるということの解釈でよろしいのか、その1点だけ確認させていただきたい。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 今大住議員が言われましたとおり、今現在は基本の8割補助ということで、国庫負担金で予算化しておりますので、今後そういう制度に対象になれば増額という補正になるかと思えます。以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 1点。6ページ、7ページの関係の、農林水産業費の中の鹿柵の関係なのですけれども。先ほど町長の行政報告の中でも話がありましたけれども、今回7,100メートルのうち3,800メートルだけ事業費がついたということでの補正予算を計上しておりますけれども、残りの3,100メートルについては来年以降の事業に乗ってというような答弁だったと思うのですけれども、今回の3,800メートルというのは7,100メートルのうちの優先順位的に3,800なのか、じゃあ残りの3,100メートルについては来年以降でも特に影響がないのか。これから冬に向かいますから、いいのでしょうけれども。来年以降まで待ってられるのかどうかという、ちょっと心配もあるのですけれども。当面、農協なり町内の助成で電牧器の対応を一部してる所もあると思うのですけれども、その辺の考え方というのはどうなのでしょう。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） ただいまの矢部議員の御質問、鹿柵の関係についてお答えをさせていただきます。今回3,800メートルという中身に関しましては、これから冬を迎えるということで、工事の期間、工事がどうしても支柱を刺したりだとか、そういう設置の部分がありますから、凍結を迎えるという中で、工事の実施期間や、その中で可能な補修の延長につきましては、鹿柵工事ができる業者に対して聞き取り調査を行っています。そうすると、期間については年内が限度ですと。積雪もありますし、凍結もありますので、その期間の中でできる範囲という中で、今回3,800メートルという設定をしております。基本的に道と協議した結果、農協が事業主体となって実施をできると、可能となったということで、今回補正をさせていただいております。

基本的には7,100メートルですので、差し引きしました3,300メートルにつつま

しては来年度以降ということになりますが、特に東本別、家等含めた沢に関しては、国有林の治山の事業がきちっと完了しない限り、なかなか鹿柵を張れる状況にありませんので、その辺につきましては応急的にそれぞれの鹿柵の管理組合と協議をしながら、途中で網を張ったり、東本別については電牧、フラツナイについても電牧も含めて今、新たな防止できる状態をつくるということで協議をしております。

それを抜かした部分についてですが、今回行う部分につきましては、先ほど言ったように延長が限られることから、鹿柵の調査の内容を検討して、鹿の侵入度合いの高い箇所から、調査をした業者の意見等も聞きながら、そこから優先順位をつけて、まず3,800メートル直していくというふうに考えております。

さらに御質問にもありましたように、来春において営農に支障をきたすという部分については、調査、聞き取りをしながら、対応についてできる限り、どういった形になるか今、協議を実施しようと思っておりますが、例えば電牧も含めた中での検討を計ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 先ほどもちょっと伺いました、農地等小災害復旧事業の今回取り組まれる中身について伺いたいと思います。

いただいた資料では、1ページの左側の中ほどに農地等小災害復旧事業で明渠排水土砂上げ、重機借り上げ料で、40万円の8地区で320万円という形で説明がされていて、次の2ページに農地等小災害復旧事業の位置図が書かれています。

それで、この農地等小災害復旧事業というのは、こういうときに取り組まれるという中身で伺いたいのですが、東本別の例はこの中に入っていないようなのですけれどもね、40万円というのが1つの線引きになるということのようなのですけれどもね、先ほどちょっと紹介した、他町村ですけれども13万円以上40万円未満ということで、15.6ヘクタールほど取り組むというような趣旨で報道がされてるわけですがけれども、ここでは見積もりでは40万円の8地区で、40万円というのを1つの基準にしているというふうに読み取れるわけですがけれども、40万円以下の部分でこの小災害復旧事業というのが、当然個人負担もあるというふうに思いますけれども、そういうことが取り組まれないのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 今の阿保議員の質問にお答えいたします。

今回、質問のありましたように、農業の施設用災害復旧ということで取り組む、今回320万円、借り上げ料になりますが、その点につきましては、今お話しをされたとおり、明渠の部分の8カ所の土砂上げという形になっております。基本的に小災害の復旧事業につきましては、議員おっしゃったとおり13万円以上、そして40万円未満ということで規定をされております。内容につきましては、起債充当が65パーセントということになりますが、あと35パーセントについては一般会計等々ということになっております。あわ

せて、その東本別の圃場の、斎さんですね、そこでの部分につきましては、基本的にもう遡った形での対応ができないものですから、今回補正に上げさせていただいて、それ以降の事業の実施部分についての起債ということになりますので、ちょっとその部分是对応等させていただいておりませんが、ただ、これまで東本別地区については国有林からの土砂の流入、流木の流入ということで、東部森林管理署と協議をする中で、国有林から入った流木については、全て林野庁のほうで撤去をするという形で整理をしております。あわせて、一週間ほど前から、その沢の国有林の治山の災害復旧事業が取り組まれております。事業も始まっております。それについては、基本的に災害復旧事業ですので、現在流れてくる所にスーパー土嚢を積んで、そして明渠等の水路等の工事を行うということになってますので、その協議の中で最大限入った土砂については、そこに積む土嚢として利用させていただいて、最大限圃場に入った土砂については取り除くということとあわせて、森林管理署のほうと協議をしていますので、そういったことで、できる範囲の中で協議をしながら、うちとしても対応しながら取り組みをしていると、現状としてはそういう状況にあります。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） ただいまの説明を伺うと、13万円以上40万円未満の事業について、この小規模災害ということで事業の計画を立てていけるということですが、東本別の例は、素人目ですけども恐らく40万円以下なのだろうなというふうに思うのですけども、13万円以下ではないように思うのですけどもね、そういうのが今、あとから申請できないということだったと思うのですけれども、今説明の中で国有林野からのね、流出物が体積したのをまとめたら、ああいう形で畑の隅に積んでるという現状ですから、それは何らかの事業救済があってもしかるべきではないかなというふうに思うのですけど、その辺の救済方法というのはないものなのですか。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 現状的には林野庁のほうでそれをということには、その分について国有林から流れた土砂ということで取り除いてほしいというのは町のほうからも要請をしておりますが、最終的には土嚢で使う部分は最大限利用しながら取り除くけれども、そこはできないと。林野庁からの回答となっております。それじゃあ町のほうで、という話しになりますけれども、基本的にはこれまで実施をしている中で、先ほどもお話ししましたが、町河川、そして町の水路や町の道路側溝等の崩壊等でやった分については順次町で対応しておりますので、基本的にそういった中で対応していくというところに現状としては留まっているという状況でございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号平成28年度本別町一般会計補正予算(第12回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第74号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第74号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第74号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入、歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,623万9,000円とするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段の1款1項簡易水道費1目一般管理費11節需用費55万円の増額補正は、簡易水道区域内の漏水調査中に公用車両を教育委員会の管理の電柱に接触をし、公用車両を破損させたことにより修繕が必要となったため増額するものであります。

なお、教育委員会管理の電柱の損傷はありませんでした。

歳入ですが、上段6款諸収入1項1目雑入55万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、公用車両の修繕を町で加入しております任意保険により行うものであります。

以上、平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今、説明がありましたけれども、ちょっと聞き取れなかった部分もあるので、公用車が何かに接触したということなのですか。これは、公用車ですから、どこで管理している車、水道の関係ですから建設水道課で管理していて、どこか公務で行ってどこかに引っかけたとか、ぶつかったとか、そういう形になるかと思いますが。非常にこういう部分が、先ほどもそうですけども、多いので、その辺どういうふうな形になっているのか、もうちょっと細かく説明を願いたい。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 失礼いたしました。管理をしている車と衝突をした物は、教育委員会の施設管理であります電柱でございます。車両は、簡易水道で一般借り入れをし、管理しております。

事故の状況を報告させていただきます。事故の現場につきましては、勇足中学校のグラウンドの東側の所にあります、勇足中学校の敷地を照らす照明灯の電柱に、9月12日に勇足簡易水道区域内の漏水調査を行っている際に、現地で調査中、調査をし終わったあと公用車両を運転して、後方に走行させたところ電柱に衝突をしまして、車の後方を破損させております。先ほどもお話しさせていただきましたが、電柱の支障はありませんでした。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第75号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第75号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 議案第75号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年10月20日午前9時頃発生しました、落雷による病院内の加圧給水ポンプの故障に伴う交換修理の経費とそれに伴う災害共済金を計上するものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益第2項医業外収益を198万7,000円増額し、収益の合計は12億1,306万6,000円、支出の第1款病院事業費用第1項医業費用を248万4,000円増額し、費用の合計は12億6,894万6,000円とするものであります。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書の収益的収支ですが、下段の支出1款病院事業費用1項医業費用3目経費11節修繕費加圧給水ポンプ交換248万4,000円の補正は、2台あるポンプのうち落雷により故障しました1台の交換修理のため予算計上するものです。

上段、収入の1款病院事業収益2項医業外収益6目その他医業外収益4節雑収入198万7,000円の補正は、支出で御説明いたしました、加圧給水ポンプの故障に伴う修繕費248万4,000円のうち、8割を全国自治協会から建物災害共済金として受け入れるため予算計上するものであります。

以上、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出一括とします。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 2点伺います。2機のうちの1機が壊れて、今回のこういう補正の中身になったということで、この加圧給水ポンプ、読んで字のごとくとは思いますが、どういう役割を果たしているポンプなのかということ、病院内でどういう役割を果たしているかということ、まず1つ伺いたいと思います。

それから落雷で壊れたということで、自然災害なんですけれども、一応避雷針はついてるかと思うんですけれども、しかも2機あるうち1機が壊れたということは、そういう防災体制というか、機能的なことなので、ちょっと技術的なことなのでわかりませんが、もし原因等がわかれば、今後の対応ということも含めて、わかれば伺いたいと思います。

それから、2機あって1機が壊れたということですから、応急対応は残りの1機でされたというふうに想像しますが、応急対応はどうだったのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 阿保議員の御質問にお答えいたします。まず、加圧給水ポンプの役割ということですが、病院の地下に水をためているタンクがございます、そのタンクにたまった水を、病院の地下から1階、2階、3階までくみ上げる機械でございます。その機械が2台ございまして、今回そのうちの1台が故障したということで、当時その機械が停止しましたので、一旦給水ができない状況になりましたが、自動に急遽切り替えまして、2台のうちの1機は故障してはおりませんでしたので、そこで強制的に手動で水をくみ上げているところでございます。

今現在は、その自動も今やめまして、自動的な水圧で水を上げて、1階、2階、3階まで行っているところでございます。1台の故障してないものも、今停止している状況なのですが、その理由につきましては、1台を手動で行いますと、常に水圧がかかっている状況になってしまうものですから、逆に水道の配管等に圧力がかかりすぎまして故障する危険性が生じてきますので、今現在は自動的な水圧で1階、2階、3階、水道を行っております。

ただ、だんだん2階、3階と上がるにつれまして水圧がやはり弱くなりまして、3階ですと当直の先生等のお風呂、シャワーとございますが、ちょっと水圧が弱い状況でございますので、今回壊れた1機を直して、通常の状態に戻すということでございます。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤野病院事務長の答弁からとします。

病院事務長（藤野和幸君） 先ほどの阿保議員からの質問の2つ目、避雷針の関係でございますが、病院の建物には避雷針は設置されておりません。こちら建築基準法上、高さ制限で20メートル以下の建物につきましては設置の義務がないということで、病院15メートルですので、病院には避雷針は設置されておりません。

それで、今回のような被害がございましたので、今後の対応につきましては、設置につきまして、調査、検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2

回) についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

#### 閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時32分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 方 川 英 一

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 篠 原 義 彦